

< 参考資料 >

I 市民経済計算の概念

1. 国民経済計算と市民経済計算

私たちが生活している社会の中では、毎年さまざまな種類の財貨（モノ）・サービスが生産され、消費されています。私たちはその保有している労働や資本といった生産要素を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ており、その所得を用いて財貨・サービスを購入・消費したり、将来の生産のために貯蓄や投資をしたりしています。

国民経済計算は、一定期間（通常は一年間）の国におけるこのような経済活動の循環と構造を、生産・分配・支出の各面から発生主義の原則により整理して記録するもので、内閣府により作成されています。作成は「国民経済計算体系」の枠組みの中で行われており、国際連合で合意された最新の国際基準である2008SNA（System of National Accounts 2008）に準拠しています。以下、国際基準である国民経済計算体系をSNA、それに準拠した日本の国民経済計算体系をJSNA（Japanese SNA）といい区別します。

市民経済計算は、このような国民経済計算の基本的な仕組みや考え方を市という行政区域に適用し、市単位の経済活動の成果を事後的に計測するもので、本市経済の実態を明らかにする総合的な経済指標として、本市の行財政・経済政策等に役立てることを目的に作成しています。作成にあたっては、JSNAや他の政令指定都市及び都道府県との相互比較を可能とするため、内閣府が示す「県民経済計算標準方式」により行っています。

2. 三面等価の原則

市民経済計算は、経済活動の成果として一年間に新たに生み出された付加価値を、生産・分配・支出の3つの側面からとらえています。

財貨・サービスの生産活動から捉えたものが生産面（生産系列）、生産に携わった経済主体（人や企業など）に分配される賃金や利潤等の所得を捉えたものが分配面（分配系列）、分配された所得の消費や投資など、最終需要を捉えたものが支出面（支出系列）で、この三面からの推計値は概念的に一致します。これを三面等価の原則といいます。

3. 市内概念と市民概念

市内の経済活動に従事する生産者は市民とは限らず、市民の経済活動の場が市内とは限らないため、推計の範囲を市内とするか市民とするか、2通りの概念があります。

市内概念は、市という行政区内で発生する全ての経済取引を取引主体の居住地に関わりなく把握するもの（属地主義）で、市民概念は、市内居住者の経済活動を地域に関わりなく把握するもの（属人主義）です。この場合の市内居住者とは、個人だけでなく法人企業や政府機関など経済主体全般に適用されます。市内居住者の全ての所得を取り扱う市民所得（市民総所得）は、市内生産から発生した市内所得（市内総生産）とは一致しません。

市内概念と市民概念には、次のような関係があります。

$$\begin{array}{lcl} \text{市民総所得} & = & \text{市内総生産（支出側）} + \text{域外からの所得（純）} \\ \text{（市民概念）} & & \text{（市内概念）} \end{array}$$

域外からの所得（純）は、市内居住者が市外及び域外での経済活動に従事して得た所得から、市外居住者が市内での経済活動に従事して得た所得を差し引いて求めます。福岡市では域外からの所得（純）がマイナスとなり、市内総生産（支出側）の方が市民総所得より大きくなっています。これは、福岡市外から福岡市内へ通勤している人の数が、その逆よりも多いためです。

市民経済計算では、市内総生産（生産側及び支出側）は市内概念により、市民所得の分配、市民総所得は市民概念により推計しています。

4. 市場価格表示と要素費用表示

付加価値額を表す場合に、市場価格表示と要素費用表示の2通りの方法があります。

市場価格表示とは、文字どおり市場で取引される価格による評価方法で、取引価格に内包される生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含みます。

要素費用表示とは、各財貨・サービスの生産のために必要とされる生産要素（労働、土地、資本）に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法で、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含みません。

市場価格表示と要素費用表示には、次のような関係があります。

市内純生産（市場価格表示）＝

市内純生産（要素費用表示）＋ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

市民経済計算では、市内総生産及び市民可処分所得は市場価格表示で、市民所得は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価されています。

＜生産・輸入品に課される税（控除）補助金＞

生産・輸入品に課される税は、生産物に課される税と生産に課されるその他の税に分けられ、具体的には、消費税、関税、固定資産税、印紙収入税等があります。現実の財貨・サービスの取引価格に含まれるため、生産コストの一部を構成するものとみなされます。一方、補助金は、市場生産者に支払われ、その経常費用を賄い、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常的交付金で、負の生産・輸入品に課される税として控除されます。

5. 総（グロス）概念と純（ネット）概念

固定資本減耗とは、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、生産活動の過程での摩耗や損傷分（減価償却）、通常予想される事故や災害などによる損害分を時価評価した額で、付加価値額の一部とみなされます。

付加価値額を表す場合に、固定資本減耗を含むものを総（グロス）概念、含まないものを純（ネット）概念と言い、次のような関係があります。

市内総生産（生産側）＝ 市内純生産 ＋ 固定資本減耗

6. 名目と実質

市民経済計算の表示方法には、名目と実質の2通りの方法があります。

名目値は取引当時の価格で評価したもの、実質値は価格指数等を用いて名目値から物価変動

の影響を取り除いたものをいい、実質的な伸びを見ることができます。実質値を算出するために用いられる価格指数をデフレーターといい、実質値を求める方法（実質化）には固定基準年方式と連鎖方式の2通りの方法があります。

○ 固定基準年方式

ある特定の年を基準年とし、その年の価格を基準として評価する方法です。

内訳項目の合計値と集計項目が一致する加法整合性が成立しますが、基準年から離れるに従い、経済の実情からの乖離が大きくなるというデメリットがあります。

○ 連鎖方式

指数算式において参照年（計算に用いるデフレーターが100となる年。現在は平成27暦年）を起点とし、常に前年を基準として算出された値を毎年積み重ねて接続する方法です。参照年は概ね5年ごとに改定します。

固定基準年方式の持つデメリットはほぼ解消されますが、項目ごとに前年を基準としたデフレーターを用いて実質値を算出するため、加法整合性が成立しないという性質があり、この差分は「開差」として表示されます。

市民経済計算では、平成23年基準から、生産系列も支出系列も連鎖方式で実質値を求めています。

7. 帰属計算

経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにも関わらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいいます。例えば、支出系列の家計最終消費支出には、自己所有住宅を家賃評価した帰属家賃や、農家における農産物の自家消費などが含まれます。

< 帰属家賃 >

ある年には全ての人が持ち家に住み、次の年には全ての人が別の人の家を借りて住むと仮定した場合、最初の年には家賃が発生せず、次の年には全ての家から家賃が発生することになり、経済計算は人々が受け取る実質的な所得の指標となり得ません。

このため、実際には家賃の支払いを伴わない持家に住んでいる人も、家賃の支払いをしているものと仮定し、その家賃を市中の平均家賃により評価計算したものが帰属家賃です。持ち家はいつでも貸家となり得るため、住宅所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとみなします。この帰属家賃には、社宅などの給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれています。

帰属家賃は、生産系列では不動産業に、分配系列では雇用者報酬と個人企業所得に、支出系列では家計最終消費支出に記録されます。

Ⅱ 市民経済計算の内容

1. 勘定体系

市民経済計算においてもっとも基本的な関係は、生産あるいは移輸入される財貨・サービスは消費されるか、資本形成に使われるか、あるいは移輸出されるかということです。

このような関係を、SNA では経常勘定、蓄積勘定及びバランスシートにより記録しますが、市民経済計算では、このうちの経常勘定について取り扱います。

(1) 経常勘定

経常勘定は市内総生産勘定と所得支出勘定からなり、市内総生産勘定では、財貨・サービスを生産する活動が経済活動別に記録され、産出額から中間投入を差し引いて付加価値が得られることが示されます。

所得支出勘定では、付加価値からの第1次所得（雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得、財産所得）の配分、税・社会保障などによる再分配、最終消費支出及び貯蓄が記録されます。

(2) 取引記録の基準

各勘定に取引を記録する時点について、市民経済計算では、SNA と同様に発生主義の原則をとっています。発生主義では、実際にその取引が発生した時点において記録されます。生産活動では財貨の生産やサービスの提供がされる時点、中間消費は原材料が使用される時点、所有権の変更を伴う取引は変更が生じる時点で記録します。建設活動は、工事の進捗に応じて、工事の出来高を記録します。

2. 取引主体の分類

市民経済計算では、経済の全体像を捉えるうえで、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成します。異なる2つの観点から、制度部門別分類と、経済活動別分類の2重分類をとっています。

(1) 制度部門別分類

所得の受取や処分、資金調達や資産運用についての意思決定を行う主体を制度単位として、以下の5部門に分類しています。

① 非金融法人企業

全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業（海外企業の国内支店や国の特別会計の一部など）及び非営利団体が含まれます。政府による所有・支配の有無に応じて、民間企業か公的企業に分かれます。

② 金融機関

全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業と同様に、金融的性格を持つ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれます。政府の所有・支配に応じて民間金融機関か公的金融機関に分かれます。

③ 一般政府（地方政府等）

一般政府には、中央政府（国）、地方政府（県、市町村）と、公的年金等を取り扱う社会保障基金が含まれます。また、政府により支配、資金提供され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれます。

今回の基準改正により、制度部門として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用しています。「中央政府等」は中央政府と全国社会保障基金、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金です。

なお、政令市の「一般政府（地方政府等）」の場合、地理的に政令市に立地する以下の機関は、政令市の制度区分「一般政府（地方政府等）」には含まれません。これらの機関は県民経済計算と同様に準地域にあるとしています。

ア．中央政府及びその地域事業所

イ．全国社会保障基金の本部及び支部

ウ．県及びその地域事業所

エ．政令市が所管する以外の地方社会保障基金

④ 家計（個人企業を含む）

生計を共にする全ての居住者である人々の小集団をさし、自営の個人企業（非法人企業）も含まれます。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録します。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金提供されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する非営利団体で構成されます。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体などが含まれます。

対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことのできない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されますが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難です。そこで、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人又は法人でない団体を対家計民間非営利団体と位置付けています。

（２）経済活動別分類

財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体を、「事業所」を単位として、生産技術の同質性（「産業」）に着目して分類します。事業所とは、１つの場所である特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいいます。

経済活動別分類は、大きくは「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類（ISIC rev. 4）と可能な限り整合的なものとなるよう設定されています。

なお、制度部門のひとつである一般政府は、「公務（政府サービスの産出）」活動だけに限らず、それ以外の産業として活動を行うこともあります（廃棄物処理業、教育など）。

＜市場生産者と非市場生産者＞

経済活動別の事業所は、生産物を提供する価格が、経済的に意味のあるものか、無料または経済的に意味のないものかによって、市場生産者と非市場生産者にも分けられます。

経済的に意味のある価格か否かの判断は、原則として、売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを基準とします。

① 市場生産者

市場生産者とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど又はすべてを販売する生産者です。民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれます。医療機関については、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱います（同一の社会保険診療報酬制度のもとで運営されているため）。また、企業のためにサービスを提供する非営利団体、個人企業及び自己所有住宅の家賃評価額（帰属家賃）等も市場生産者に含まれます。

② 非市場生産者

非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格で供給される財貨・サービスを生産する生産者です。一般政府と対家計民間非営利団体が含まれます。

3. 市民経済計算の勘定

（1）統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分・移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における市の経済活動の結果を総括したものです。本市では、以下の2つの勘定について作成しています。

① 市内総生産勘定（生産側及び支出側）

市内における経済活動を総括する市内総生産を生産側と支出側から捉えるものです。

勘定の生産側は、市内経済活動における付加価値を市場価格によって評価した市内総生産で、構成項目は雇用者報酬・営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示されます。

勘定の支出側は、市内生産物に対する最終需要にかかる支出を市場価格によって評価した市内総支出で、構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出（地方政府等に限る。以下「地方政府等最終消費支出」という。）、市内総固定資本形成及び在庫変動、さらに財貨・サービスの移出入（移出-移入）が示されています。

市内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものですが、実際の推計では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため若干の不一致が生じます。この差額は統計上の不突合として支出側に記録して、生産側と支出側をバランスさせています。

② 市民可処分所得と使用勘定

この勘定では、域内で発生する第1次所得に、域外からの雇用者報酬の受取（純：受取-支払）と域外からの財産所得の受取（純）並びに域外への生産・輸入品に課される税（中央政府、政令市以外の地方政府）の支払及び域外からの補助金（中央政府、政令市以外の地方政府）の受取を加算・減算することによって、市民概念の第1次所得バランスが定義されます。

さらに域外からの経常移転の受払（第2次分配）を加えることで市民可処分所得が決定します。

使用勘定では、市民可処分所得が消費支出とバランス項目である貯蓄にどのように処分されたかを表しています。

（2）制度部門別所得支出勘定

この勘定では、5つの制度部門別に、所得（市民概念の第1次所得：第1次所得バランス）の受取と使用を記録します。主要項目は以下の通りです。

① 第1次所得の配分

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税（控除）補助金及び財産所得が第1次所得として、制度部門別に配分されます。

ア．市民雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額で、家計部門の受取にのみ記録されます。雇用者とは、生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除く全ての者で、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれます。雇用者報酬は、現物給与（自社製品の支給、給与住宅差額家賃等）を含む賃金・俸給と雇主の現実社会負担（社会保障基金や年金基金等への雇主の負担金、退職一時金のうち発生主義の記録の対象となる部分）及び雇主の帰属社会負担（発生主義での記録を行わない退職一時金や公務災害補償等）からなり、市外との受払が調整されて市民概念となっています。

イ．営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分で、企業の経営資源に対する報酬といえます。非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業を含む）の3部門にのみ記録されます。営業余剰は、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分と、家計部門のうち持ち家分の取り分も含みます。混合所得は、家計のうち個人企業の営業余剰に相当しますが、業主等の労働報酬的要素を含むことから営業余剰とは区別されます。

ウ．生産・輸入品に課される税(控除)補助金

生産・輸入品に課される税は、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指します。現実の財貨・サービスの取引価格に含まれるため、生産コストの一部を構成するものとみなされます。生産物に課される税と生産に課されるその他の税に分けられ、消費税、関税、酒税、固定資産税、印紙収入税等があります。

（控除）補助金は、一般政府から市場生産者に交付され、その経常費用を賄い、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常交付金です。一般政府の受取（控除項目）のみに記録されます。

エ．財産所得

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得（利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得）」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなります。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録します。

② 経常移転

移転とは、ある制度単位が、財貨・サービスまたは資産を、見返りを受取ることなく一方的に他の制度単位に対して供給する取引です。所得支出勘定では、現物社会移転を除く経常移転が、以下の所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転に分類されて記録されます。

ア．所得・富等に課される経常税

家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税、保有する富(資産)に課される税で、課税期間ごとに定期的に課されるものです。それが所得から支払われるか生産コストの一部とみなされるかによって、生産・輸入品に課される税とは区別されます。非金融法人企業、金融機関及び家計部門の支払と、一般政府(地方政府等)部門の受取に記録されます。

イ．純社会負担、現物社会移転以外の社会給付

社会負担は、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して支払う負担です。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、雇用者報酬に含まれます。支払はすべてが家計部門のみに記録される一方で、受取は、公的社会保障制度に関するものは一般政府(社会保障基金)に、企業年金等の年金基金に関するものは金融機関(年金基金)の受取に、また無基金の社会保険制度にかかる負担(現実の支給額)については雇主部門(雇主と雇用者の関係がある家計以外の4制度部門)に、それぞれ記録されます。

社会給付は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転です。このうち医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録されます。家計部門の受取と、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体部門の支払に記録されます。

ウ．その他の経常移転

非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなります。他に分類されない経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれます。

③ 最終消費支出と貯蓄

最終消費とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」で、家計、一般政府、対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義されます。

4. 主要系列表

主要系列表は、経済活動別市内総生産、市民所得及び市民可処分所得の分配、市内総生産(支出側)からなります。

(1) 経済活動別市内総生産(名目、実質、デフレーター)

経済活動別市内総生産は、一定期間内に市内の生産活動によって新たに創造された付加価

値の額を、経済活動別に示したもので、名目値と連鎖方式による実質値を表示しています。市内総生産（生産側）の実質値は、産出額と中間投入額をそれぞれ実質化し、その差から実質値を推計するダブル・デフレーションで行います。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められます。

① 市内総生産

市内総生産（粗付加価値）は産出額から中間投入（生産の過程で原材料、燃料、間接費等として投入された財貨・サービス）を控除したもので、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなります。

市内総生産に市外からの雇用者報酬及び域外からの財産所得の受取（純）を加えると、市場価格表示の市民総所得が得られます。

なお、金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM：financial intermediation services indirectly measured）を含むものとして記録しています。

＜間接的に計測される金融仲介サービス：FISIM＞

預金取扱機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがあります。具体的には、預金取扱機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課すことで、利鞘という形でサービス料金を得る方法です。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMです。FISIMは預金取扱機関で産出され、各経済主体で消費されます。

② 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税からなり、輸入した事業所の所在地に記録します。経済活動別に配分せずに一括計上します。

③ （控除）総資本形成に係る消費税

生産系列では、消費税額は事業者の販売する財・サービスの価格に含まれているため、産出額は消費税を含む「グロス」ベースで記録します。

一方で、税法上、課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られており、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）の額には消費税額は含まれていないとみなすことができます。

生産側から市内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要がありますが、経済活動別にこの控除額を分割することは困難なため、一括して控除処理を行っています。

（２）市民所得及び市民可処分所得の分配

市民所得及び市民可処分所得の分配は、市民（市内居住者）が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第１次所得）を制度部門別に分配した上で、経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録します。

財産所得は、非企業部門については、受取及び支払が記録されます。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受取（純）を加えた企業所得が示されます。

以上の財産所得と企業所得に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の市民所得で、こ

れに生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）が加算されて第1次所得バランスの市民所得となり、さらに経常移転の受取（純）が加えられて市民可処分所得となります。

（3）市内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

市内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができます。JSNAに準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章されます。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示されます。

名目値と実質値を表示しており、実質値は生産側と同じく連鎖方式によります。

① 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出です。現金支出を伴うもののほか、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の家賃評価額（帰属家賃）等も含まれます。

家計最終消費支出の内訳項目として、国際連合の個別消費の目的別分類（最新の基準となる COICOP2018）に準拠した 13 目的分類別消費が示されます。

対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利サービス生産者の産出額から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成を控除したものです。対家計民間非営利団体の販売収入は一般的には生産コストをカバーし得えないため、その差額を自己消費とみなし、対家計民間非営利団体最終消費支出として記録しています。

② 地方政府等最終消費支出

地方政府等が購入する財貨・サービスは、政府サービス生産のための中間投入として計上されます。そのため、地方政府等の産出額から、他部門に販売した財貨・サービスの額（公立高校の授業料等）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを政府が自己消費したものとして、政府最終消費支出に記録しています。

③ 総資本形成

法人企業（民間法人、公的企業）、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）の支出のうち消費とならないもので、総固定資本形成と在庫変動からなります。

総固定資本形成は、新規に購入した有形又は無形の資産の取得で、住宅、住宅以外の建物・構築物、機械・設備、育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、知的財産生産物、土地改良（造成）を含みます。

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品等のある一定期間における数量変動を、その期間の市場価格で評価したものです。

④ 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

財貨・サービスの移出入（純）は、財貨・サービスの海外及び域外との取引（移輸出－移輸入）と、市内居住者と非居住者との間の直接購入（市内居住者による域外での消費－非居住者による域内での消費）で構成されます。

統計上の不突合は、市内総生産（生産側）と市内総生産（支出側）で推計方法や資料の違いにより数値が異なることから、整合性を図るために設けているものです。

＜域外からの要素所得（純）＞

域外との所得の受払の差額であり、生産要素に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などが含まれます。参考として欄外に表章しています。

5. 付表

（1）経済活動別、経済活動別市内総生産及び要素所得

経済活動別に市内総生産の1次分配が示されます。市内で1年間に作られた財貨・サービスの合計額である産出額から中間投入（原材料、燃料費等）を除いたものが、市内総生産（生産者価格表示）です。市内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の市内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して、市内要素所得が得られます。市内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配されます。

Ⅲ 基準改定とは

国民経済計算における基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」、「経済センサス（基礎調査、活動調査）」等、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものです。

国民経済計算が2020年（令和2年）12月に2015年（平成27年）基準改定を行ったことから、市民経済計算も令和元年度推計から基準改定を行っており、主なものは以下の通りです。

1. デフレーター基準年（名目＝実質＝100とする年）を、平成23暦年から平成27暦年に変更
2. 各種基礎統計に最新のものを反映（平成27年福岡市産業連関表、令和2年国勢調査など）
 - ・平成27年（2015年）産業連関表で新たに反映された「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」「分譲住宅の販売マージン」「非住宅不動産の売買手数料」を固定資本形成に計上
3. 国際基準（2008SNA）への対応
 - ・2008SNAの「準地域概念」を導入し、一般政府を中央政府等と地方政府等に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置するとの扱いに変更
 - ・「娯楽作品原本」を資本化
4. 経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善
 - ・「住宅宿泊事業」を反映

<2008SNAの準地域概念を導入した中央政府の扱い変更>

中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできないため、制度単位としての中央政府等を、どの地域にも属さない「域外（準地域）」に位置付けることとなりました。市内に立地する中央政府の地域事業所等は概念上の地域である「域外」に所在します。同様に、地方政府等のうち県機関等、活動が県全体に及び、その全てを市域に配分できないものは、地理的立地が市内であっても域外に所在します。

これに対し、本市の制度部門が所在する概念上の地域を「域内」と位置付けます。

なお、制度部門における域内、域外概念に対し、地理的な区分を「市内」「市外」として使い分けます。

制度部門名		制度部門名にかかる新用語	対象機関
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府及びその地域事業所（本省庁、出先機関等） 全国社会保障基金及びその地域事業所（本部、支部等）
	社会保障基金	うち政令市等	うち政令市が所管する 社会保障基金
		地方社会保障基金	地方社会保障基金
	地方政府	都道府県、市町村	都道府県、市町村

□…政令市における域内 ■…政令市における域外

地理的区分	市内	本市が管轄する市域の地理的範囲
	市外	国内であって、本市が管轄する市域の地理的範囲外